

令和2年度整備分

認知症対応型共同生活介護  
(認知症高齢者グループホーム)

事業者募集要項

令和元年6月

岡崎市

## 1 募集の趣旨

介護が必要になった高齢者等が、できる限り住みなれた地域での生活を継続できるように岡崎市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を図る。

## 2 募集する地域密着型サービスの種類及び整備数

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（2ユニット18名のもの）**2箇所**  
整備する日常生活圏域：**岩津・矢作・六ツ美圏域のいずれか**

## 3 事業者等の資格要件

介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。

確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

県及び市等の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して重大な問題を起こしたことがないこと。

事業者が、設置主体の理事長等代表者であること。

事業者の役員等が、岡崎市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 4 土地及び建物

建物用地が借地又は借家の場合は、認知症グループホームを運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

認知症高齢者グループホームの事業の用に供する土地及び建物については、本事業以外の目的による抵当権その他認知症高齢者グループホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないこと。

## 5 補助金

本事業が市の補助対象事業となる場合には、次の条件を満たすこと。（ただし、現時点において補助金の交付を確約するものではありません。）

補助金の内示後に、ただちに補助金交付申請をし、交付決定後に事業に着手し、令和2年度中に完成すること。

補助対象事業を行うために締結する契約については、本市が定める「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」に準拠すること。

市の補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市の補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

## 6 基準、介護報酬等

次の岡崎市条例及び厚生労働省令による。

- ・ 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第61号）
- ・ 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第13号）
- ・ 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第62号）
- ・ 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第14号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

## 7 関係法令等の遵守

応募に当たっては、老人福祉法、介護保険法、その他の以下の関係法令等について、担当部署に事前相談の上、遵守してください。

- ・ 建築基準法、都市計画法（建築部建築指導課）
- ・ 農地法（農業委員会・経済振興部農務課）
- ・ 消防法（消防本部予防課）
- ・ 岡崎市土地利用基本条例、岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例（都市整備部都市計画課）

土地利用行為、特定事業の実施に係る事前協議や手續方法については都市計画課に確認してください。

また、開設予定地が市街化調整区域の場合は、都市計画法の許可が必要

となり、市街化調整区域での立地基準に適合していなければ、建築が出来ません。当該予定地における事業の可否を事前に建築指導課に確認してください。（事業計画が上記の関係法令に適合していることが前提です。）

岡崎市開発行為の許可等に関する条例施行規則 第73条（抜粋）

開発区域の位置は、次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア 市街化調整区域内の既存集落に近接をする位置又は市街化区域から1キロメートル以内の位置であって、別に定める立地上の必要性（「市街化調整区域における立地基準」を参照）が認められるものであること。

イ 開発区域から5キロメートル以内の位置に、事業上必要な連携する医療機関があること。

ウ 開発区域に急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を含まないこと。

8 申込書類の提出について

提出書類：原本1部、副本1部提出してください。

（提出書類は別紙を参照）

提出期間：令和元年6月3日（月）～令和元年7月31日（水）

午前9時～午後5時（要電話予約）

提出先：介護保険課 事業所指定係（福祉会館1階）

電話 0564（23）6646

9 事業予定者の選定について

事業予定者の選定方法

岡崎市では地域密着型サービスの指定申請の前に、手続の円滑化を図る目的で、事前協議を行っていただくこととしています。提出期間内に必要書類を提出していただき、別添の選定評価項目に基づく書類審査と応募事業者へのヒアリングを行います。その後、岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会の検討を経て、市長が決定します。

選定結果公表

選定結果については、9月下旬（予定）に文書で通知します。

なお、決定事業者名等はホームページ等で公表します。

その他

ア 該当サービスに事業者の応募がなかった場合及び選定の結果、選定基準に満たない等により事業予定者が決定しなかった場合は、再度募集を

行う場合があります。

イ 正当な理由なくヒアリングを拒否したり、無断でヒアリングを欠席した場合は、事業予定者としての選定を行わないことがあります。

ウ 書類審査の結果に変更を生じるおそれがあるため、事業予定者と決定された後に応募内容の変更は原則認められません。やむをえず変更する場合は、担当（介護保険課 事業所指定係）に相談してください。実際の事業内容が応募内容から許可なく変更された場合は、事業予定者の決定を取り消すことがあります。

また、事業予定者は後に、正式な指定申請を行っていただくこととなりますが、人員、設備及び運営等の基準を満たしていない場合のほか、事前の相談なく応募内容と異なる事業内容の申請をした場合は、地域密着型サービス事業者として指定しないことがあります。

#### 10 応募に当たっての留意点

事前協議に対する費用負担

事前協議に関する費用は、全て申請者の負担とします。

提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません

追加資料の提出等

事業の選定等に当たって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを実施したりする場合があります。

応募書類の内容について

応募書類に申請法人以外の法人名称等を記載される場合は、無断で記載することのないよう、あらかじめその法人等へ承諾を得た上で記載するようにしてください。

虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

提出書類の取扱い

市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

公文書開示請求があった場合は、岡崎市情報公開条例に基づき、原則として開示します。

応募を辞退する場合

応募受付後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。

## 別紙

### < 応募申込に関する提出書類 >

- 地域密着型サービス等事業者の指定に係る事前協議申出書（様式第1号）
- 定款（最新のもの）
- 法人登記簿謄本（応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- 欠格事項等に該当しない旨の誓約書
- 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（参考様式1）
- 役員名簿（住所、氏名、生年月日、職業、略歴等を記載したもの）
- 事業者概要（事業経歴・実績、現在運営している施設又は事業に関する資料、平成28年度～平成30年度の実地指導において文書指摘を受けた場合は当該通知の写しを添付すること）
- 決算書類（直近2年間分）
- 資金計画書
- 開設提案書（運営理念、基本方針等）
- ア 防災対策
- イ 衛生管理
- ウ 苦情処理体制
- エ 事故防止・安全対策
- オ 医療機関との連携
- 地域等連携計画書
- 職員配置計画
- ア 従事予定職員名簿（職種、勤務形態、資格、経験を記載すること）
- イ 勤務体制表（参考様式2）
- ウ 研修計画
- エ 福利厚生
- オ 職員の離職状況（過去3年間分）（参考様式3）
- 施設利用料金表（様式第2号）
- 事業スケジュール（開設前、開設後のスケジュール）
- 基本計画図面（配置図、平面図等）
- 開設予定地計画書
- ア 公図、位置図（近隣の住宅地図等）
- イ 土地・建物登記簿謄本（借地、借家の場合を含む。）
- ウ 借地・借家契約書の写し、借地・借家に関する合意書等
- 周辺環境図（参考様式4）